

2019 年度事業報告

[2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで]

2019 年度は、「働く人とその家族が安心して生活できる共生社会の実現に向けた 3 か年」と位置づけた第 7 期中期経営計画の達成につなげる重要な中間年度として、「三本の柱」を掲げ、やり遂げる・進展させるという基本方針に則って事業課題に対応した。

「第一の柱」に掲げた「すべての働く人のための信用保証機関としての役割発揮」では、労働金庫業態における事業基盤の拡大策等と歩調を合わせた保証制度を企図し、労働金庫や多様化する勤労者ニーズをふまえて融資伸長に資するための保証制度の改善を図った。顧客利便性の向上と保証審査事務の効率化に向けて 2018 年 10 月より導入した Web 完結型保証審査は、新たに 4 金庫(長野、静岡、四国、沖縄)を加え、2020 年 4 月から取扱開始の北陸労金を含め、8 金庫の取扱いとなった。また、2020 年 4 月の改正民法への対応を着実に進めたほか、勤労者の現況を丁寧に聴き取り、状況に応じた弁済方法や最適な入金チャネルの提案等を通じた求償権回収に努めた。共助の取組みでは、勤労者福祉事業を通じた地域貢献として中央労福協や労働金庫業態との連携を密に協働すべき諸課題に取り組んだ。災害復興にかかる継続的な支援として、労働金庫統一で取扱う「災害救援ローン」の保証料を 2020 年度も据え置くこととしたほか、新型コロナウイルスにかかる勤労者生活支援特別融資制度について労働金庫協会・連合会と連携し、2020 年 4 月の取扱開始に向けて準備を進めた。

「第二の柱」に掲げた「労働金庫業態に資する保証制度の確立」では、変動保証料制度の適正な運用に向け、各金庫のリスク分析資料を作成し、金庫訪問を通じて意見交換等を実施した。さらに、他業態に対する優位性と競争力を維持するという観点から、保証料率が上がる労働金庫の保証料を据え置き、保証料が下がる労働金庫については引下げ後の保証料を適用した。また、各金庫の担当者が制度理解を深めるとともに、タイムリーに内容が把握できるよう金庫専用サイトを改修したほか、2019 年 10 月より同サイトにてデータ分析ツールを提供した。加えて、労働金庫の業務負担軽減と事務効率化に資するため、事前申請の省略や申請書類の削減を進めるとともに効果・効率的な求償権管理回収に向け、SMS を活用した督促を開始した。

「第三の柱」に掲げた「ビジョン実現に向けた組織基盤の強化」では、基幹システムの再構築を中核とし、基本設計工程について現状の課題と今後の対応方針等について関係機関と協議した上で、工程完了を延長し、2019 年 12 月とした。また、「改元」や「即位に伴う 10 連休」に適切に対応したほか、会議資料のペーパーレス化の推進、RPA ツールの先行導入を進めた。各部室が主体的にリスクの早期是正とコントロール策の有効性向上を中心とした自助機能を発揮する取組みを継続し、内部統制システムの整備につなげるとともに、具体的なシナリオに基づく BCP 訓練を実施した。人材育成においては「2019 年度日本労信協教育研修計画」に基づき、各部室における能力開発プログラムの実行やロールプレイングの実施等により専門領域能力の向上を図った。さらには、労働金庫業態の系統保証機関としての一層の役割発揮や基幹システムの再構築の着実な実行をはじめとした 2020 年度事業計画の遂行にむけて組織態勢を見直し、2020 年 4 月より 7 部 1 室 1 局の組織態勢とした。

〔2019 年度主要計数計画の達成状況〕

(単位：百万円、%)

	計 画 値 ①	実 績 値 ②	差 値 ③－①	達成率等 ③／①	前年度比（増減率）	
						前年度実績
新規保証引受	2,107,556	2,202,959	95,402	104.5	△2.0	2,246,778
無担保	382,848	390,594	7,746	102.0	1.1	386,198
有担保	1,724,708	1,812,364	87,655	105.1	△2.6	1,860,579
保証債務残高	13,030,184	13,165,658	135,473	101.0	5.2	12,515,381
無担保	1,226,715	1,229,406	2,690	100.2	4.9	1,172,084
有担保	11,803,468	11,936,251	132,782	101.1	5.2	11,343,296
決算保証料	21,686	22,862	1,175	105.4	2.6	22,279
無担保	6,922	7,135	213	103.1	△0.3	7,153
有担保	14,763	15,726	962	106.5	4.0	15,125
代位弁済	20,351	21,550	1,198	105.9	8.0	19,950
無担保	7,094	6,689	△405	94.3	7.4	6,228
有担保	13,256	14,861	1,604	112.1	8.3	13,722
延滞率 ※2	0.11	0.11	—		0.02	0.09
求償権回収金	12,180	13,088	908	107.5	6.7	12,263
無担保	1,580	1,760	180	111.5	11.2	1,584
有担保 ※3	10,600	11,327	727	106.9	6.1	10,679

※1 補助金付事業の実績を除く。

※2 延滞率については達成率等や前年度比に増減幅（ポイント）を記載。

※3 求償権回収金の有担保実績値には担保物件処分後の回収金を含む。

i. 主要計数概況

※1 補助金付事業の実績を除く。（ ）内は達成率等。

※2 代位弁済率、求償権残高等、上表に記載のない主要計数については[参考資料]第1～4表に記載。

※3 償却額・求償権残高については第7期中期経営計画（2018～2020年度）の主要計数計画であるため記載。

1. 保証引受等の状況

（1）新規保証引受

新規保証引受は、有担保が前年度比△2.6%となったものの、無担保が前年度比1.1%となり、全体としては計画値を954億円（104.5%）上回り、2兆2,029億円となった。

担保区分別の内訳については、無担保が3,905億円（102.0%）、有担保が1兆8,123億円（105.1%）となった。

（2）保証債務残高

保証債務残高は、前年度比5.2%と無担保、有担保それぞれが増加したことにより、計画値を1,354億円（101.0%）上回り、13兆1,656億円となった。

担保区分別の内訳については、無担保が1兆2,294億円（100.2%）、有担保が11兆9,362億円（101.1%）となった。

（３）決算保証料

決算保証料は、無担保の保証料が前年度比△0.3%の 71 億 35 百万円（103.1%）となったものの、生協を中心とした有担保未組織の伸長によって、有担保の保証料が前年度比 4.0%の 157 億 26 百万円（106.5%）となり、全体としては計画値を 11 億 75 百万円（105.4%）上回り、228 億 62 百万円となった。

2. 代位弁済等の状況

（１）代位弁済

代位弁済は、無担保、有担保の合計で前年度比 8.0%と増加し、計画値を 11 億 98 百万円（105.9%）上回って 215 億 50 百万円となった。

担保区分別の内訳については、無担保が 66 億 89 百万円（94.3%）、有担保が 148 億 61 百万円（112.1%）となった。

代位弁済率は、前年度より 0.01 ポイント増の 0.17%となり、担保区分別では、前年度より無担保が 0.01 ポイント増の 0.56%、有担保は同率の 0.13%となった。

代位弁済金額は、2017 年度以降増加に転じており、特に無担保が占める割合が 3 割を超過している。また、代位弁済率も 2012 年度を底に上昇傾向にあることから、今後の動向を注視する必要がある。

（２）延滞率

延滞率は、保証債務の延滞残高が前年度末比 25 億 89 百万円増加し、計画値と同率の 0.11%となった。

3. 求償権回収金等の状況

（１）求償権回収金

求償権回収金は、債務者の経済的再生を念頭に置いた丁寧な対応により、前年度比 6.7%と大幅に増加し、計画値を 9 億 8 百万円（107.5%）上回って 130 億 88 百万円となった。

担保区分別の内訳については、無担保が 17 億 60 百万円（111.5%）、有担保が 113 億 27 百万円（106.9%）となった。

（２）償却額・求償権残高

償却額は、前年度比 12.5%の 82 億 24 百万円となり、貸倒引当金より 65 億 26 百万円、債務保証損失引当金より 16 億 84 百万円をそれぞれ充当し、12 百万円については貸倒損失として処理した。

求償権残高は、前年度比 3.8%の 744 億 89 百万円となり、担保区分別では、無担保が 157 億 99 百万円、有担保が 586 億 90 百万円となった。求償権全体の質が低下しており、特に弁護士受任案件（破産・民事再生予定）が増加したことにより、破産更生債権が前年度比で大幅に増加し、求償権全体に占める割合も上昇していることから、注意が必要である。

〔参考：補助金付事業の実績〕

1. 保証引受の状況

（1）新規保証引受

新規保証引受は、技能者育成資金融資制度、求職者支援資金融資制度、教育訓練受講者支援資金融資制度および北海道限定となる就職促進資金融資制度の4事業について、前年度比△11.5%の3億7百万円となった。

（2）保証債務残高

保証債務残高は、新規保証引受が減少したことによって、前年度比△10.7%の24億71百万円となった。

2. 代位弁済等の状況

（1）代位弁済

代位弁済は、前年度比△34.4%の19百万円、代位弁済率は、0.7%となった。

（2）返済免除

返済免除は、就職促進資金融資制度のみの取扱いとなり、7件、1百万円となった。

3. 求償権回収金等の状況

（1）求償権回収金

求償権回収金は、前年度比△25.4%の44百万円となった。

なお、求償権回収金については、交付要綱に従い、返納等の処理を行った。

（2）償却額

償却額は、前年度比△18.5%の35百万円となった。

なお、返済免除および償却については、交付要綱に従い、補助金として受け入れた。

ii. 決算報告

1. 経常増減の部

(1) 経常収益

経常収益は 258 億 41 百万円となり、前年度より 7 億 33 百万円増加した。

増加の主な要因は、保証料、受取損害金、償却求償権回収金等が 7 億 38 百万円増加したほか、受取補助金等が 11 百万円減少したことにある。

(2) 経常費用

経常費用は 157 億 14 百万円となり、前年度より 3 億 67 百万円減少した。

減少の主な要因は、貸倒引当金繰入額が 5 億 73 百万円、業務委託手数料が 1 億 20 百万円増加したものの、債務保証損失引当金繰入額が 11 億 41 百万円減少したことにある。

(3) 当期経常増減額

当期経常増減額は 101 億 26 百万円となり、前年度より 11 億 1 百万円増加した。

2. 経常外増減の部

当期経常外増減額は 37 百万円となり、前年度より 30 百万円増加した。

3. 当期一般正味財産増減額

以上のことから、当期一般正味財産増減額は 101 億 63 百万円となり、前年度より 11 億 31 百万円増加した。

iii. 社員および基本財産等の状況

1. 社員

当年度末の社員は、13 労働金庫、6 労(勤)信協、労働金庫連合会の 20 で増減はない。

2. 基本財産および特定資産

当年度末の基本財産は、保証限度率が 75%となるよう当期一般正味財産増減額から 57 億 77 百万円を繰り入れた保証積立資産 1,134 億 41 百万円と寄付金積立資産 36 億 9 百万円をあわせて、1,170 億 50 百万円となった。

また、特定資産は、当期一般正味財産増減額から 35 億 74 百万円を繰り入れた保証基盤安定化積立資産 806 億 90 百万円と退職給付引当資産 3 億 83 百万円、役員退任慰労引当資産 41 百万円をあわせて、811 億 14 百万円となった。

iv. 課題の遂行状況

[第一の柱]すべての働く人のための信用保証機関としての役割発揮

I. 信用保証事業の改革と実践

1. 競争力のある保証サービスの提供

(1) 労働金庫業態における事業基盤の拡大策等と歩調を合わせた保証制度の策定

- ① 金庫訪問や保証業務担当各級会議、労働金庫協会・連合会主催の各種会議を通じて、保証制度に対する金庫ニーズを把握し、労働金庫の融資伸長に資するよう保証制度の改善を図った。
- ② 勤労者の可処分所得向上やマイプラン利用者の拡大に向けた労働金庫業態のカードローン戦略と歩調を合わせ、「マイプランに拠る他行・他社および信販会社・消費者金融の借換」にかかる保証について保証業務担当各級会議等で協議し、2021年3月末まで取扱いを継続した。

(2) Web完結型保証審査の導入と安定かつ効率的な運用

- ① Web完結型保証審査について、2019年10月より新たに4金庫（長野、静岡、四国、沖縄）にて取扱いを開始した。また、新規導入時期を年2回（4月・10月）とし、手続きを見直した上で、2020年4月から北陸労金の取扱いを開始した。
- ② 2019年9月に顧客の利便性向上と保証審査の効率化、安定運用を目的とし、Web完結型保証審査システムを改修した。加えて、2020年3月に、2020年4月の犯罪収益移転防止法の改正施行への対応を行った。
- ③ 即位に伴う10連休や年末年始などの長期連休における保証審査やシステム障害対応等への態勢を整備し、Web完結型保証審査を安定的に運用した。

(3) 労働金庫業態における非営利・協同セクターとの共同の取組みを踏まえた保証制度の検討

労働金庫連合会が主催する事業性融資にかかる研修会に参加し、労働金庫における非営利・協同セクターとの取組み等について共有した。

(4) 労働金庫業態との機動的な情報共有

- ① 労働金庫連合会が主催する「融資部会」と日本労信協の「保証業務担当責任者会議」を同日・同会場にて開催し、出席者の負担軽減を図るとともに、効果・効率的な会議運営に努めた。
- ② ファイル伝送ツール利用に係る細則の改定およびシステム変更等により、利用する場面やファイル範囲を拡大し、労働金庫と機動的に情報を共有した。

（５）国との提携事業に対する適切な制度運営

- ① 国との提携融資にかかる保証事務および補助金精算手続きについて、保証制度ごとに定められた要領・要綱や保証条件等に基づき適切に対応した。
- ② 「緊急人材育成・就職支援基金事業」について、2020年1月に実施された中央職業能力開発協会から国への事業移管に伴う諸課題へ適切に対応した。

２．多様化する勤労者ニーズに即した保証制度の確立

（１）勤労者ニーズを把握するための調査・研究

- ① 金庫訪問や保証業務担当各級会議、中央労福協の諸会議等を通じて、勤労者ニーズを把握し、労働金庫の融資伸長に資するよう保証制度の改善を図った。
- ② しんきん保証基金や全国農協保証センターとの交流を通じて、保証施策の動向および「即位に伴う10連休」、「民法改正」への対応状況について情報交換を行った。

（２）地域性と会員事情等を加味した保証制度の策定

地域性と会員事情等を踏まえた保証制度の有効活用を目的として、労働金庫・地域ごとのデフォルト傾向を把握するためのリスク分析資料を作成して、金庫訪問等を通じて労働金庫に提供した。

３．経済的再生を考慮した求償権の管理回収

（１）債務者の生活状況に応じた回収

債務者の現況を丁寧に聴き取り、生活状況に応じた弁済方法の提案を通じて、債務者の経済的再生を念頭においた回収を行った。また、物件処分による債務圧縮が必要と判断した場合は、適切な価格で物件が売却できるように業者との価格交渉に努めたほか、督促異議や裁判外による和解時には、債務者の現況等を踏まえ柔軟に対応した。

（２）入金チャネルの効率的な活用

債務者の利便性向上による継続的な弁済に資するため、債務者の現況を踏まえた最適な入金チャネルを提案した結果、夜間（19時～翌日9時）の取扱いも可能なコンビニ入金の利用シェアが入金チャネル全体の約35%となった。

４．ステークホルダーへのアピール

（１）見やすく分かりやすいホームページへの更改

ホームページの「お知らせ」欄を積極的に活用し、ステークホルダーに向けて分かりやすく、且つタイムリーに情報を発信した。

（２）労働金庫の審査・管理回収業務に役立つ情報発信

保証業務担当実務者会議を開催し、労働金庫の審査および債権管理・回収業務に役立つ情報や代弁審査・求償権回収の事例等を発信した。また、労働金庫からの研修講師派遣要請を受けて職員を派遣し、事例に基づく融資審査時のポイントや効果的な求償権回収につながる債務関係人からの聴取事項等の研修を行い、労働金庫担当者の審査および債権回収にかかるスキルアップにつなげた。

（３）日本労信協設立 40 周年記念事業の実施

2020 年度に迎える日本労信協設立 40 周年に向けて記念事業の企画等を行い、記念式典の開催を決定した（2021 年 2 月 1 日）。

Ⅱ．共助の取組み

１．勤労者福祉事業等を通じた地域貢献

（１）自治体提携融資保証を通じた役割発揮

自治体提携融資の利用状況等を取りまとめた資料を労働金庫に提供し、勤労者や自治体のニーズ等について意見交換を行った。また、複数の自治体を訪問し、自治体提携融資の利用状況や広報活動の状況を確認するとともに、事務効率化・堅確化に向けた意見交換を行った。

（２）労働金庫業態との連携による勤労者福祉運動と労金運動への参画

- ① 中央労福協が主催する会議等に積極的に参加し、中央労福協や福祉事業団体等との連携を図った。
- ② I Y C 記念全国協議会が主催する「国際協同組合デー記念中央集会」に職員を派遣し、勤労者自主福祉運動の社会的意義や使命を理解し、次世代に向かって推進する人材の育成につなげた。

２．災害復興にかかる継続的な支援

（１）災害救援融資の利用促進に向けた継続的な保証制度の見直し

労働金庫統一で取扱う災害救援ローンについて、2020 年度の取扱いを労働金庫協会・連合会と調整し、保証料率を据え置くこととした。

（２）自然災害ガイドラインへの円滑な対応

被災地の労働金庫や弁護士会と連携し、自然災害ガイドラインに基づいて、債務者の生活再建に向けて丁寧かつ柔軟な対応を行った。

また、2019 年度に発生した台風 15 号・19 号により被災された債務者、および新型コロナウイルス感染症の流行に伴う休業等により収入が減少した債務者に対しても、現況を丁寧に聴き取り柔軟に対応した。

3. 社会的責任を果たすための取組み

(1) CSR活動への積極的な取組み

- ① 労働金庫連合会が開催する「ろうきん森の学校」に内定者や新入職員を優先的に派遣し、豊かな森の再生・環境問題に対する意識の醸成を図るとともに人材育成につなげた。
- ② 古本の寄贈を通じて、食品ロスや飢餓の撲滅等に取り組むフードバンク団体の活動を支援した。

Ⅲ. 共生社会の実現に向けた取組み

1. 未組織・非正規労働者の利用拡大への取組み

(1) 労働金庫業態における取組みと連携した保証制度の構築

- ① 金庫訪問において顧客の雇用形態別属性（未組織・パート・有期契約等）や地域ごとにまとめた資料を用いて説明し、各労働金庫の特性を生かした融資施策の展開に活用いただいた。
- ② 道県労（勤）信協の将来に向けたあり方について、継続的に議論を進め、労働金庫協会役員との意見交換を実施した。また、第37回全国労働者信用基金協会連合会臨時総会（2020年2月17日開催）にて、2020年3月31日に全国労働者信用基金協会連合会を解散することを決議した。

2. 高齢者、退職者、女性、若年層等それぞれのライフスタイルに合わせた保証制度の実現

(1) 雇用形態やライフスタイルに合わせた保証制度の構築

- ① 多様化する勤労者ニーズや雇用形態の変化等を考慮しつつ、安心して取引できる金融包摂に向けた労働金庫の取組みに系統保証機関として適切に対応するため、SDGsにかかる中央機関の研修等に参加し、対応状況等を共有した。
- ② 「ろうきんSDGs行動指針」や指針に基づく労働金庫の取組みと足並み合わせ、2020年度事業計画の重要課題の一つに「SDGsへの取組み」を設定した。

[第二の柱]労働金庫業態に資する保証制度の確立

I. 変動保証料制度の推進

1. 労働金庫への制度導入推進

(1) 推進部門の機能強化と制度導入への施策実行

保証料率の一律的な上昇に繋がらないよう、労働金庫ごとにデータ分析ツールにより作成した資料を提供するとともに、金庫訪問による意見交換等を通じて、労働金庫の融資推進に寄与した。

2. 制度理解向上への取組み

(1) 各種ツールを用いた制度理解の向上

労働金庫の担当者がタイムリーに保証制度の改定内容等を把握できる環境整備に向けて金庫専用サイトを改修し、2020年4月より保証制度等にかかる通知文書を公開した。

II. リスク分析と保証料率の適正化

1. 多角的視点からのリスク分析

(1) 労働金庫の審査基準にかかる運用状況の把握とリスク分析

労働金庫における信用リスク分析DBの有効活用を目指し、2019年10月より金庫専用サイトに搭載したデータ分析ツールについて、保証業務担当実務者会議や金庫訪問等を通じて、労働金庫に操作方法の説明や活用方法の提案を行った。

2. リスクを踏まえた適正な保証料率の維持

(1) リスク分析による保証料率の適正化

変動保証料制度の適用料率について、他業態に対する優位性と競争力のある保証制度を維持するために、保証料率が上がる労働金庫の保証料を据え置き、保証料率が下がる労働金庫については引下げ後の保証料率を適用した。

3. リスク分析結果の労働金庫への還元

(1) リスク分析結果資料の作成と労働金庫への提供

労働金庫ごとに行った有担保変動保証料制度のリスク分析結果について、顧客属性や地域ごとの特性についてグラフ等を用いて取りまとめて労働金庫に提供し、相互牽制を進めた。

III. 保証制度の策定と改善

1. リスクを踏まえた保証制度の策定

(1) リスクに応じた新たな保証制度の策定

外部コンサルタントによる審査モデルのモニタリング結果を踏まえ、保証業務担当各級会議等において審査モデルのチューニングの必要性等を含めて報告を行った。

(2) 信用リスクランク特例の運用状況管理と制度化の検討

金庫訪問においてリスクランク特例の運用状況を確認のうえ、意見交換等を行った。

2. 融資施策に資する保証制度への柔軟な改善

(1) 変動保証料制度の運用状況把握と改善

変動保証料制度にかかる労働金庫の運用状況やデフォルト傾向について、データ分析ツール等を活用し、労働金庫の本部関連部署を含めた意見交換等を行った。

IV. 保証制度を踏まえた業務の見直しと組織のあり方

1. 保証・代弁審査の見直し

(1) 事前申請廃止への検討と代弁審査の簡略化

効率的な代弁審査業務を目指して 2018 年度に実施した代弁審査の簡略化の効果検証により、約 20%の労働金庫の業務負担軽減や審査時間の短縮につながった。

また、労働金庫の業務負担軽減と事務効率化に資するため、事前申請の省略や実印押印申請時添付書類の削減を実施した。

2. 効果的・効率的な求償権管理回収体制の構築

(1) 求償権管理回収基準の見直しや内部体制の強化による効果的な管理回収

SMSを活用した督促について、2019 年 9 月の試行を経て、2019 年 12 月より運用を開始し、これまで一度も折衝ができなかった債務者と連絡が取れたほか、督促業務の効率化につながった（SMS 送信による返電率 3.4%）。

(2) 外部への業務委託を活用した効率的な求償権管理回収手法の確立

回収困難な求償権を対象として、サービサーに求償権回収を委託し、約 1 億 12 百万円の回収実績をあげた。

[第三の柱] ビジョン実現に向けた組織基盤の強化

I. IT 統制と基幹システムの再構築

1. 安定したシステム環境を維持するための IT ロードマップの見直しと IT 統制態勢の整備

(1) 基幹システムの再構築を中核とした IT ロードマップの計画的な遂行

① 基幹システム再構築における基本設計工程について、現状の課題と今後の対応方針等について開発ベンダーと協議し、工程完了を 2019 年 12 月末まで延長して対応した。また、詳細設計工程以降の課題やスケジュール等を整理のうえ、システム稼働時期を 2021 年 5 月としてマスタースケジュールを変更した。

② 2019 年度 IT 人材育成計画に基づき、IT 研修等を開催し基礎力の向上を図った。

また、基幹システム再構築以外の新規開発課題については、犯収法改正に伴うシステム改修や信用リスク分析 DB を有効活用するためのツールを提供した。

(2) IT 統制態勢の整備のためのアクションプランの策定と実行

① IT 統制規程に基づき進めてきた基幹システム再構築の開発作業をベースに、IT 統制の適正化に着手した。

② セキュリティベンダーによるセキュリティ診断を実施し、発見された脆弱性について対策を講じた。

2. 業務フローの最適化と業務改革の促進に向けた基幹システムの再構築

(1) 業務効率・事務品質を向上させる業務フローの作成

業務効率・事務品質を向上させる業務フローを目指し、基本設計の過程において新たに認識した個別業務要件について、適宜、関係部室間で調整を行った。

(2) 最適な業務フローに基づく業務方法等の変更

- ① 2019 年度に実施された「改元」および「即位に伴う 10 連休」について、各種様式変更やシステム改修等の対応課題を洗い出し、課題ごとの進捗・リスク管理状況等を確認のうえ、適切に対応した。
- ② 2020 年 4 月の改正民法施行に向けて、労働金庫連合会と連携して保証関連業務の対応方針を策定し、関連規程や約款等について法令を遵守した内容に見直し、定型約款をホームページにて公開した。
- ③ 会議の効率的な運営とペーパーレス化の推進に向け、理事会における報告省略について、関連法・規程等に沿って対応した。
- ④ R P A ツールの導入を段階的に進めるため、一部の業務について先行導入し、効果検証等を行いながら、2020 年度の全社展開に向けて対象業務の洗い出しや対応スケジュールの策定等を行った。

II. 業務の改革

1. 業務の可視化による経営管理の向上

(1) データベースの活用に向けた B I ツール等の導入

経営指標や業務管理指標の迅速な把握を目指し、基幹システム再構築によりデータベースの一元化を進めるため、データ移行にかかる基本方針を策定した。

2. 選ばれる保証機関であるためのサービス拡充

(1) データ分析資料の作成と労働金庫業態への提供

労働金庫における信用リスク分析 D B の有効活用を目指し、2019 年 10 月より金庫専用サイトを通じて、信用リスク分析 D B の閲覧やデータ分析等（レポート作成）が可能なデータ分析ツールを各金庫へ提供した。

III. 優良保証機関としての健全性確保

1. 安定した経営と効率的な事業運営

(1) 組織改編による諸課題への対応と職員構成を意識した人員配置

労働金庫業態の系統保証機関としての一層の役割発揮や基幹システムの再構築の着実な実行をはじめとした 2020 年度事業計画の遂行にむけて組織体制を見直し、2020 年 4 月より監査室、統合リスク管理部、総務人事部、経営企画部、保証企画部、業務統括部、債権管理部、システム管理部、監事会事務局の 7 部 1 室 1 局の組織態勢とした。

（２）内部統制システムの整備および運用態勢の確保

一般社団法人における業務の適正を確保する態勢整備に向けて、実効性のある内部統制システムとするため、業務プロセスにおける各種の重要リスクについて、改善策を講じることが到達点となる取組みを改め、各部室が主体的にリスクの早期是正とコントロール策の有効性向上を中心とした自助機能を発揮する取組みを実施した。

（３）適切な予算策定と経費執行

- ① 事業計画等を踏まえた予算編成方針を策定し、各部室と調整しながら適切な予算を組み立てた。
- ② 効率的な会計処理と迅速な経費執行状況把握のため、会計システムのリプレースを２段階で進め、2020年３月に第一期本番適用を行った。

（４）外部の品質評価を受けた監査手法の見直し

全部室を対象にオフサイト・モニタリングを実施することでリスク・アセスメントの精緻化をはかり、効率的な監査を実施した。

（５）システム監査の実施

基幹システム再構築を適正に進めるため、PMO支援を委託している外部コンサルタントおよび監査室によるプロジェクト管理状況の監査を実施し、開発体制の整備や開発における課題管理手法の改善を行った。

（６）優良保証性指標の精度向上

代弁能力係数を補完する指標として、損失変動耐性を算出し、2018年度経営分析表に掲載した。

（７）事業継続計画の実践

- ① 安否確認訓練や具体的シナリオによるBCP訓練を実施し、BCPの手順等を全社的に共有した。
- ② BCP運用要領および消防計画に基づき、適切な消防体制を構築し、防災訓練を実施した。

２．統合的なリスク管理態勢の確立

（１）リスク管理態勢の見直し

2019年度のリスク資本やリスクリミット等を設定し、四半期ごとにリスク量のモニタリングを実施した。

（２）信用リスクの適正なコントロール

信用リスク量算出の高度化手法について、外部コンサルタントによる支援を受けながら検討を進め、課題の洗い出しと課題への対応案について取りまとめた。

3. コンプライアンス経営の徹底

(1) 非営利型一般社団法人としてのコンプライアンス経営の強化

- ① 主要業務における違法・違反行為について簡単な具体例、罰則、関連法令等を記載した「関連法令チェックリスト」を全社的に活用し、コーポレートガバナンス体制を充実させた。
- ② 「個人情報安全管理統括会議」の機能および所管事項を「コンプライアンス統括会議」へ移管し、「個人情報安全管理統括会議」を廃止して、効率的で実効性のある会議運営の実現を図った。
- ③ 「2019 年度コンプライアンス・プログラム」に沿って各部室にて策定したコンプライアンス・プログラムや研修の実施状況、および各部室におけるコンプライアンス遵守状況を月次で点検した。また、事務過誤事案等については、コンプライアンス統括会議において検証のうえ、再発防止策を講じた。

(2) 反社会的勢力排除に向けた取組み

- ① 暴迫センター主催の暴力団排除動向にかかるセミナー等の参加により習得した最新の動向や暴排対応について、反社会的勢力対応の実務担当者間で連携し、反社会的勢力との関係遮断に継続して努めた。
- ② 反社会的勢力該当案件として整理回収機構に債権譲渡された保証債務について、整理回収機構からの保証債務履行請求に対し、「反社会的勢力対応管理要領」等に基づいて適切に代位弁済を行った。

IV. 次世代に向けた人材育成と連携の強化

1. 人材戦略の確立

(1) 業務に関する専門領域能力向上策の確立

- ① 「2019 年度日本労信協教育研修計画」に基づき、各部室における能力開発プログラムの実行やロールプレイングの実施等により専門領域能力の向上を図った。
- ② 労働金庫業態の「業態 I T 人材育成計画の進め方」に沿って I T 人材の育成計画を策定し、「2019 年度日本労信協教育研修計画」の一環として実行した。

(2) 中央機関としての総合力・指導力発揮に必要な人材の育成

- ① 中央機関における人事運営方針に基づき、人員配置や中央機関内の団体間異動のほか、労働金庫への教育的出向を実施した。
- ② 中央機関における人事の全体最適を目指し、中央機関合同による採用活動にて人材を確保した。また、専門スキル保有者の確保等のため中途採用を行った。
- ③ 職員の再雇用制度について改善するため、現行制度の課題を整理し、再雇用職員の職務や処遇のあり方に係る検討を開始した。

(3) 人事賃金制度を活用した職員の行動特性水準の向上

人事賃金制度に沿った適正な目標設定と人事評価を行い、自発・自律的に行動し高い成果を上げる職員の育成に努めた。また、働き方改革関連法に基づく同一労働同一賃金への対応として関連諸規程等を改定した。

(4) 障がい者の職場定着に向けた取組み

障がい者が積極的に能力を発揮し、健常者とともに安心して働ける職場環境づくりに向けて、雇用している障がい者を対象に適宜ヒアリング等を実施した。

2. 健康経営・ワークライフバランスへの取組み

(1) 「労働金庫健康経営宣言」を踏まえた行動計画の策定と実施

「第2期健康管理行動計画（2019～2021年度）」に基づき、健康診断・過重労働対策・メンタルヘルス対策、受動喫煙対策等を実施し、職員が健康で安心して働き続けることができる職場づくりに努めた。

(2) 「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」を踏まえた行動計画の策定と実施

「次世代育成支援対策推進法」および「女性活躍推進法」に基づく第4期行動計画（2019～2021年度）に沿って、ノー残業デーや年休取得強化月間等を実施し、総労働時間の削減とともに仕事と育児・介護の両立に取り組んだ。

(3) ワークライフバランスの実現に向けた働き方の見直し

生産性の高い事業活動を維持しつつ、誰もが働きやすく活躍できる職場環境の構築を進めた。また、働き方改革関連法に基づく適切な労務管理を行うための研修等を実施した。

3. 組織横断的な情報連携

(1) 役職員間コミュニケーションと全社的な情報共有の充実

- ① コンプライアンス・プログラムに基づく研修等を実施し、役職員間のモラルやコミュニケーションにかかる意識向上を図った。
- ② グループウェアのドキュメント管理やeラーニング等の機能を活用し、見やすく分かりやすい内容のコンプライアンス教育を実施して、コンプライアンスへの理解促進とリスクに対する認識力の向上に努めた。

(2) 労働金庫会館建設委員会への参画や統一退職金制度の改定等への対応

- ① 労働金庫会館建設部会・会館建設委員会に参画して、労働金庫会館建設の基本方針に則って協議を進めた。なお、会館建設の在り方について今後も意見等発信していく。
- ② 改定した統一退職金制度を適切に運用するため、中央機関において運用状況の検証を開始した。

内部統制システムにかかる体制整備の決議および運用状況の概要

1. 「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定にかかる決議

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項第5号および一般法人法及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条に規定する「一般社団法人の業務の適正を確保するための体制」として定めている「内部統制システムに関する基本方針」について、第266回理事会（2020年6月3日）において一部改定することを決議した（改定内容および基本方針は「3.『内部統制システムに関する基本方針』の一部改定内容」に掲載）。

2. 2019年度内部統制システムにかかる体制および運用状況

2019年度の「内部統制システムに関する基本方針」に基づく内部統制体制の整備状況について、評価部門による有効性評価を終え、日本労信協全体および部門・組織レベルにおいて内部統制が有効に機能するための仕組みや体制が整備されていることを確認し、第264回理事会（2020年3月24日）において報告した。概要は以下のとおりである。

（1）「理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の整備

代表理事および業務執行理事の計4回に亘るコミットメントの発信等による「理事が率先して取り組むコンプライアンス態勢の確立」を図るほか、「理事会規程」に基づき計7回の理事会を開催し、理事間の意思疎通および業務執行の相互監視を実施した。

期中に発覚した重大な事務過誤事案等について、計3回の臨時コンプライアンス統括会議を開催し、直ちに事案報告、発生原因分析、ならびに再発防止策の検証・確認を行った。

また、反社会的勢力への対応として、反社会的勢力との取引をはじめとした一切の関係遮断を行った。

監事は理事会へ出席したほか、監事監査基準に基づき全社的内部統制として代表理事へヒアリングを行い、理事の職務執行が法令もしくは定款違反のおそれがないことを確認した。

（2）「理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」の整備

理事の職務執行にかかる情報（社員総会・理事会・常任理事会・各種委員会の議事録および稟議書等）の作成および保存・管理は、諸規程等に基づき適正に実行した。

また、代表理事等の業務執行については、理事会において、「代表理事等の業務執行状況報告」として計7回報告した。

（3）「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の整備

リスクのモニタリングとコントロール機能発揮のため、「リスク管理統括会議」を5回、「内部統制統括会議」を2回、および「コンプライアンス統括会議」を5回開催した。第260回理事会（2019年7月29日）では、効率的で実効性のある会議運営の実現を図るため、「コンプライアンス統括会議」および「個人情報安全管理統括会議」の統合について決議した。

2020年1月に初めて国内で確認された新型コロナウイルス感染症にかかる対応として、緊急対策会議を開催し、役職員の安全確保および感染拡大防止に向け、感染リスクを低減しながら事業継続を行う態勢を整備した。また、期中に発生した大規模な自然災害（5件）について、全職員へ情報共有を行うほか、全役職員に対する安否確認訓練を行った。

(4) 「理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の整備

経営にかかる重要な政策等は常任理事会における議論を経て執行決定を行うこととし、規程に基づき計 16 回の常任理事会を開催し付議事項および報告事項について議論を行った。その結果を理事会へ報告し、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進めた。

また、2020年度事業計画の遂行に向けた組織体制の見直しを決議したことを受け、「組織規程」「業務分掌規程」等の関連規程・要領等を改定した（第264回理事会および第427回常任理事会）。

(5) 「職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の整備

研修等を通じて「コンプライアンス・マニュアル」等を職員へ周知・徹底した。また、職員の職務執行に際して基になる規程等および各種契約等についてリーガル・チェックを実施し、契約書・規程内の不整合や関連規程と管理細則との不整合等の指摘を行い、その指摘が反映されていることを確認した。

職員が、法令違反等コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムを整備し、申告された通報（1 事案）については、コンプライアンス統括責任者に報告したうえで、当該部と連携し対応した。

また、職員の職務執行について法令および定款への適合性を確認するため、内部監査部門（監査室）による内部監査を 3 部に対し実施し、法令および定款等に抵触した事案がないことを確認するほか、業務の円滑化および不正過誤の未然防止・早期発見を目的とした「自己検査」を実施した（第 416 回常任理事会にて実施状況を報告、点検・指導内容について監査室へ別途報告）。

(6) 監事および監事会事務局職員に関する事項

日本労信協は、監事会が制定した規程等に基づき日本労信協職員の中から監事会事務局に専任の監事会事務局職員を任命し、監事会事務局職員は、監事より監査業務に必要な指示命令を受け、監事の職務の補助に当たった。

常勤監事は理事会および常任理事会に出席するほか、コンプライアンス統括会議にオブザーバーとして出席し、意見を述べた。また、会計監査法人と円滑なコミュニケーションを行い、積極的に情報交換を実施した。

3. 「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定内容

「2. (3)『損失の危険の管理に関する規程その他の体制』の整備」に記載する「コンプライアンス統括会議」および「個人情報安全管理統括会議」の統合整備に伴い、関連諸規程等の改廃を行った（第 260 回理事会決議事項）。本理事会にて、「内部統制システムに関する基本方針」の改定は、2019 年度の内部統制システム取組総括を踏まえた基本方針の見直し内容を含めて行うこととしていたことから、第 266 回理事会（2020 年 6 月 3 日）を以て改定した（2020 年 3 月 31 日に遡及して実施）。

【改定内容：第 266 回理事会（2020 年 6 月 3 日開催）における決議内容】

「内部統制システムに関する基本方針」一部抜粋 * 下線箇所を削除

II 内部統制に関する体制の整備

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクに関するリスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理部署を明確にする。また、リスクのモニタリングとコントロール機能発揮のため、「リスク管理統括会議」および「個人情報安全管理統括会議」等を設置し、審議内容を理事会等に報告するなど同規程に従ったリスク管理体制を構築するとともに、ディスクロージャー誌等によりこれを開示する。

内部統制システムに関する基本方針

〔第 266 回（2020. 6. 3）理事会改定、2020. 3. 31 に遡及して実施〕

I 内部統制システムの整備・運用に関する基本的な考え方

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、内部統制システムに係る持続的な活動（経営・業務に係るリスクの洗い出し、評価・分析、対応、モニタリング、早期是正）を通して、内部統制システムの品質維持・向上と事業に関わる法令等の遵守に努め、もって業務の適正を確保し、事務の効率性・有効性を高めていく。

II 内部統制に関する体制の整備

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 公益性に根ざした信用保証事業を行う日本労信協は、より高いレベルのコンプライアンスが求められていることから、理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取り組むとしたコンプライアンス・ポリシーを実践するとともに、全ての役職員の意識と行動の指針として役職員行動規範を定め、これらを周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

また、横断的組織としてコンプライアンス統括会議を設置し、コンプライアンス全般の状況把握と総合的な検討・評価を行うことでコンプライアンス態勢の実効性確保に努め、進捗状況等の事項について理事会に報告する。

- (2) 理事会は、理事会規程を定め、3 か月に 1 回以上開催するほか必要に応じて随時開催して、理事が迅速に各種リスク管理の意思決定を行える体制を整え、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監視する。
- (3) 理事は、日本労信協における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに代表理事および監事に報告する。
- (4) 監事は理事会へ出席するほか、監事監査基準に基づき適時に監査することにより理事の職務執行状況をチェックし、法令もしくは定款違反のおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに理事または理事会に対し法令、定款および社会規範等の遵守に向けて助言または是正勧告することとする。

- (5) 日本労信協は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引をはじめ一切の関係を遮断するとともに、不当要求等があった場合は、必要に応じて外部の専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報（社員総会・理事会・常任理事会・各種委員会議事録、稟議書等）については、社員総会規程、理事会規程、常任理事会規程、委員会規程または文書取扱規程等に基づき作成する。記録文書は、文書および電磁的記録の保存取扱規程に基づき、文書種類ごとに、定められた期間にわたり適時適切に保存・管理し、必要に応じて正当な権限を有する者が閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 代表理事および業務執行理事（以下「代表理事等」という。）の業務執行については、理事会において、「代表理事等の業務執行状況報告」により報告する。
- (3) 個人情報等に関しては、プライバシーポリシーおよび情報セキュリティポリシー等を定め、専務理事を統括責任者とし適切な管理体制を整備し、情報漏えいの防止等を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクに関するリスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理部署を明確にする。また、リスクのモニタリングとコントロール機能発揮のため、「リスク管理統括会議」等を設置し、審議内容を理事会等に報告するなど同規程に従ったリスク管理体制を構築するとともに、ディスクロージャー誌等によりこれを開示する。
- (2) 財務報告の信頼性を確保するために、業務プロセスにおける各種の重要リスクにおいて、重点的なリスク・コントロールに係る有効性評価を継続的に実施する。
- (3) 自然災害等の不測の事態が発生した場合の対応としては、事業継続計画等に基づき、理事長を緊急対策本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、日本労信協における役職員の生命・資産・管理情報等の損失を最小限に止める体制を整えるものとする。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営に係る重要な政策等については、常任理事会において議論を経て、執行決定を行う。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、組織規程、理事職務権限規程、常任理事会規程、職務権限規程および業務分掌規程等を定め、これらの規程等に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。

5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス・ポリシー、役職員行動規範およびコンプライアンス・プログラムから構成されるコンプライアンス・マニュアル、その他コンプライアンス態勢に係る規程等を定め、これらの研修等を通じて職員に周知・徹底する。
- (2) 職務執行に際して基になる規程等、各種契約およびその他必要なものについては、リーガル・チェックを実施する。

- (3) 役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムとして、内部窓口のほか弁護士を外部窓口としたヘルプライン制度を整備するものとする。
 - (4) 内部監査部門が、職員の職務執行が法令および定款に適合しているかについて点検する。
6. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 監事会が制定した監事会規程および監事監査基準に基づき、日本労信協職員の中から監事会事務局に専任の監事会事務局職員を任命する。
7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監事会事務局職員は、監査業務に必要な指示命令を監事より受け、監事以外からの指示命令を受けないものとする。
 - (2) 監事会事務局職員の人事異動（異動先を含む）・人事評価・懲戒処分等については、監事の同意を得ることとする。
 - (3) 監事会事務局職員は、業務執行に係る役職を兼務しないこととする。
8. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
- (1) 監事は、必要に応じて理事および職員に対して報告を求めることができるものとする。また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。
 - (2) 監事は、コンプライアンス態勢および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めることができるものとする。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 理事は、監事への報告者について不利な取扱いを受けることのないようにすること、またその適正な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。
10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監事とその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該監事の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - (2) 理事の職務執行を監査するために通常必要な監査費用については、理事は監事との協議のうえ予算に計上する。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人から監査計画を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

[参考資料] ※ 補助金付事業の実績を除きます。

第 1 表 保証引受状況 (単位：件、百万円、%)

区 分	期中新規保証引受		期末保証債務残高				期中増加額			
	件 数	金 額	件 数	金 額	構 成 比		件 数	金 額	期 首 比	
					件 数	金 額			件 数	金 額
無担保	241,141	390,594	2,820,442	1,229,406	100.00	100.00	12,131	57,321	0.4	4.9
組 織			2,589,173	1,059,370	91.80	86.17	▲11,286	40,358	▲0.4	4.0
未組織			231,269	170,036	8.20	13.83	23,417	16,963	11.3	11.1
有担保	91,718	1,812,364	783,536	11,936,251	100.00	100.00	18,747	592,954	2.5	5.2
組 織			515,240	7,743,972	65.76	64.88	3,236	172,011	0.6	2.3
未組織			268,296	4,192,278	34.24	35.12	15,511	420,943	6.1	11.2
合 計	332,859	2,202,959	3,603,978	13,165,658	100.00	100.00	30,878	650,276	0.9	5.2
組 織			3,104,413	8,803,343	86.14	66.87	▲8,050	212,369	▲0.3	2.5
未組織			499,565	4,362,314	13.86	33.13	38,928	437,907	8.5	11.2

第 2 表 代位弁済・延滞状況 (単位：件、百万円、%)

区 分	代位弁済				延 滞			
	件 数	金 額	代位弁済率		件 数	金 額	延 滞 率	
			件 数	金 額			件 数	金 額
無担保	4,725	6,689	0.17	0.56	856	1,220	0.09	0.10
組 織	3,926	5,837		0.56	728	1,075		0.10
未組織	799	851		0.53	128	144		0.09
有担保	856	14,861	0.11	0.13	856	12,764	0.11	0.11
組 織	357	6,241		0.08	399	5,764		0.07
未組織	499	8,619		0.22	457	6,999		0.17
合 計	5,581	21,550	0.16	0.17	1,712	13,984	0.10	0.11
組 織	4,283	12,078		0.14	1,127	6,840		0.08
未組織	1,298	9,471		0.23	585	7,143		0.16

(注) 保険付保証の代位弁済(2件、44)は除外した。

第 3 表 求償権状況

表 3－1 (単位：件、百万円)

区 分	期中回収 (求償権元金)	期末償却		期末求償権残高	
	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
無担保	1,360	1,987	3,854	17,460	15,799
有担保	9,028	448	4,369	6,265	58,690
合 計	10,388	2,435	8,224	23,725	74,489

表 3－2 (単位：百万円)

期中回収 (求償権元金以外)	
区 分	金 額
償却求償権	138
受取損害金	2,504
譲受償還益	56
合 計	2,699

第4表 引当金繰入額の算出

【貸倒損失】

(単位：円)

	債権区分	引当状態	金額	充当・繰入
19年度 償却金額 8,224,125,170	18年度末までの代弁	貸倒引当金	6,526,460,621	過年度貸倒引当金から充当
	18年度末までの保証引受 かつ19年度期中代弁	債務保証 損失引当金	1,684,953,636	過年度債務保証損失 引当金から充当
	19年度期中保証引受 かつ19年度期中代弁等	未引当	12,710,913	19年度 貸倒損失

【貸倒引当金】

(単位：円)

18年度 貸倒引当金	19年度 償却金額	19年度 貸倒引当金繰入額	19年度 貸倒引当金
(A) 通常 40,997,871,129	(A) 通常 6,526,460,621	(A) 通常(*) 9,313,893,341	(A) 通常 43,787,783,337
(B) 東日本大震災 703,390	(B) 東日本大震災 0	(B) 東日本大震災 ▲ 96,881	(B) 東日本大震災 606,509
40,998,574,519	6,526,460,621	9,313,796,460	43,788,389,846

※ 繰入額 = 当年度貸倒引当金 - (前年度貸倒引当金 - 当年度償却金額)

※ 表内の(*)は、上記計算による繰入額から過年度償却の取消金額(2,479,488円)を控除した額を記載。

【債務保証損失引当金】

(単位：円)

18年度 債務保証損失引当金	19年度 償却金額	19年度 債務保証損失引当金繰入額	19年度 債務保証損失引当金
113,686,502,463	1,684,953,636	2,760,000,904	114,761,549,731

※ 繰入額 = 当年度債務保証損失引当金 - (前年度債務保証損失引当金 - 当年度償却金額)

第5表 出捐団体一覧

(単位：千円)

団 体 名		出 捐 金 額
労 働 金 庫	北 海 道 労 働 金 庫	227,100
	東 北 労 働 金 庫	274,200
	中 央 労 働 金 庫	720,800
	新 潟 県 労 働 金 庫	142,100
	長 野 県 労 働 金 庫	120,800
	静 岡 県 労 働 金 庫	260,400
	北 陸 労 働 金 庫	133,800
	東 海 労 働 金 庫	238,000
	近 畿 労 働 金 庫	556,800
	中 国 労 働 金 庫	255,200
	四 国 労 働 金 庫	122,060
	九 州 労 働 金 庫	427,900
	沖 縄 県 労 働 金 庫	26,400
	計	3,505,560

団 体 名		出 捐 金 額
労 (勤) 信 協	北 海 道 労 信 協	1,000
	新 潟 労 信 協	780
	静 岡 勤 信 協	4,720
	富 山 勤 信 協	810
	石 川 労 信 協	810
	福 井 労 信 協	1,010
	計	9,130

労 働 金 庫 連 合 会	31,000
脱 会 社 員 等	63,310

合 計	3,609,000
-----	-----------

第6表 役職員の状況

		2018 年度末	2019 年度末
役 員		18 名 (うち常勤 5 名)	18 名 (うち常勤 5 名)
	理 事	15 名 (うち常勤 4 名)	15 名 (うち常勤 4 名)
	監 事	3 名 (うち常勤 1 名)	3 名 (うち常勤 1 名)
職 員		108 名	114 名
合 計		126 名	132 名

第7表 会議の概要

1. 社員総会

開催年月日	会 議 名	議 案
2019/6/27	第 50 回定時社員総会	〔報告事項〕 ○2018 年度事業報告・計算書類 ○2019 年度事業計画

2. 理事会

開催年月日	回 次	審 議 事 項 等
2019/4/26	第 256 回	○2019 年度コンプライアンス・プログラム（案） ○【基幹システム再構築】移行作業に係る現行ベンダーによる作業支援 ○2018 年度事業報告（素案） ○組織規程の改定（案） ○就業規則の改定（案） ○情報公開規程の改定（案）
2019/6/3	第 257 回	○2018 年度決算に係る資産査定・引当金の算出結果 ○2018 年度事業報告・計算書類等（案） ○2019 年度事業計画に係る収支予算書の修正 ○第 50 回定時社員総会の議事運営（案）
2019/6/27	第 258 回	○役員補選の件
	第 259 回	○退任役員に対する退任記念品代の贈呈の件 ○執行役員の再任の件（案）
2019/7/29	第 260 回	○統括会議（コンプライアンス・個人情報安全管理）の統合 および統合に伴う関連諸規程等の改定・廃止（案） ○【基幹システム再構築】個別契約の変更 ○2019 年度会計監査人の報酬と監査契約の締結 ○2018 年度監事監査所見への対応方針（案） ○役員選考委員の選任
2019/9/27	第 261 回	○【基幹システム再構築】個別契約の変更
2019/11/26	第 262 回	○懲戒規程の改定および不服申立委員会規程の制定（案） ○（公財）日本労働文化財団への寄付金の支出
2020/2/28	第 263 回	○2020 年度事業計画（一次案） ○「負担金・寄付金支出規程」の改定（案） ○【基幹システム再構築】マスタースケジュールの変更 ○【基幹システム再構築】詳細設計工程の契約手続き
2020/3/24	第 264 回	○「理事会規程」および「理事会運営要領」の改定（案） ○2020 年度内部監査計画（案） ○2020 年度内部統制システム実施計画（案） ○【基幹システム再構築】3 月の契約締結に係るご報告 ならびに 4 月以降の契約締結 ○2020 年度事業計画（最終案） ○基本財産等積立規程の改定（案） ○組織体制の見直しにかかる関連諸規程・要領の改定（案）

3. 常任理事会

開催年月日	2019 年	4/17	(412 回)	5/15	(413 回)	5/31	(414 回)	6/19	(415 回)
		7/18	(416 回)	7/26	(417 回)	8/28	(418 回)	9/18	(419 回)
		9/25	(420 回)	10/16	(421 回)	11/21	(422 回)	12/18	(423 回)
	2020 年	1/22	(424 回)	2/20	(425 回)	2/27	(426 回)	3/17	(427 回)

第 8 表 主要制度改定等

内 容		
2019 年		
4 月	○保証制度の一部改定（生協会員におけるマイプラン保証限度額の増額） ○保証制度の一部改定（外国人組合員融資制度にかかる保証引受基準の改定） ○「保証債務履行請求手続きの手引き」の改定（期限の利益喪失条項の改定） ○求償権管理回収規程の一部改定	
10 月	○労働金庫へのデータ分析ツールの提供	
12 月	○事前申請の省略および実印押印申請手続き書類の変更	
2020 年		
<参考> 4 月	○保証業務取扱規程および各要領の改定（民法改正および犯罪収益移転防止法施行規則改正に伴う改定）	